

岩手県告示第776号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営上小田代ぶどう沢地区土地改良事業（奥州市）に係る換地処分をした。

令和3年11月16日

岩手県知事 達 増 拓 也